

## 一般会計、国分寺駅・後期高齢者医療 特別会計予算は賛成多数で可決

第1回定例会を2月22日から3月27日までの35日間の会期で開催し、議員提出議案1件、意見書2件、決議1件、市長提出議案64件、陳情4件を議決しました。

また、2月24日には日曜議会を開催し、多くの市民が見守る中、市長が発表した施政方針に対して、各会派等の代表者が熱心に質問を行いました。



### 一般会計は修正を踏まえて可決、 さらに附帯決議をつける

予算は、市の一年間の収入と支出の見積もりで、どのような行政サービスを行って福祉の向上に努めるかを市民に約束したものであり、市民の生活に直結しています。予算特別委員会では、このことを踏まえ、合計9日間にわたり、様々な角度から平成20年度予算の審査を行いました。

### 予算に対する各議員の賛否状況

(3月27日・本会議)

会派名	議員名	表決		
		一般	北口	後期
自由民主党市議団	高相 健一	○	○	○
	井沢 邦夫	○	○	○
	新海 栄一	○	○	○
公明党	松長 孝	○	○	○
	さの久美子	○	○	○
	高橋よう子	○	○	○
	木島 崇	○	○	○
日本共産党 国分寺市議団	中山 幸子	×	×	○
	やなぎ孝義	×	×	○
	幸野おさむ	×	×	○
国分寺・生活者 ネットワーク	川合 洋行	×	×	○
	梁川 律子	○	○	○
	多良京壱子	○	○	○
市民サイド	片畑 智子	○	○	○
	亀倉 順子	×	○	○
	森 喜行	×	○	○
民主市民クラブ	釜我 健二	×	○	○
	興津 秀憲	○	○	○
	星 文明	○	○	×
無会派	三葛 敦志	○	○	○
無会派	甲斐よしと	×	×	-
無会派	木村 徳	×	○	○
無会派・新和会	伊藤 太郎	○	○	○

表決 (○=賛成 ×=反対 -=棄権)  
予算 (一般=一般会計、北口=国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計、後期=後期高齢者医療特別会計)

した。

本市の予算は、一般会計予算と8つの特別会計予算（「後期高齢者医療」「地域バス運行事業」は新設）がありますが、このうち一般会計予算、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算については賛成多数で、他の6つの特別会計予算については全員賛成で可決しました。

市長は一般会計予算について、議会の指摘を踏まえ、「庁舎建設検討に要する経費」等の一部修正を行いました。さらに、同予算に対して「都市計画道路国3・4・6号線整備に伴う西武国分寺線交差部分のアンダーパス工事については、市の財政状況及び利便性に配慮し、今後、市長はあらゆる可能性を検証した上で判断することを求める。」との付帯決議を、全会派等の提案により提出し、全員賛成で可決しています。

なお、予算に対する各会派の見解は、4~5ページをご覧ください。賛否の分かれた予算に対する各議員の表決結果は左表のとおりです。

### 市長が施政方針の一部を修正 — 新庁舎建設、保育園の民営化、 家庭ごみ有料化 —

市長は今定例会冒頭に、平成20年度の市政運営の基本方針である「施政方針」を発表し、それに基づく予算を提案しました。

この予算審査の中で、「新庁舎建設」「保育園の民営化」及び「家庭ごみ有料化」の考え方に対し、各議員から様々な指摘があり、市長は、このことを踏まえ当初の方針を修正しました。

新庁舎建設については、国分寺駅北口再開発に係る事業費の増加や図書館・公民館等の施設の耐震結果に対する経費について指摘したところ、市長は長期総合計画に位置づけられている計画を前倒して実施することは困難であると判断し、これまで市民等に説明していた内容を変更し、国分寺駅北口再開発の動向がはっきりするまで延伸すると表明しました。

保育園の民営化については、「市全体の保育構想を策定してから判断するべきである」「ひかり保育園を民設民営化する方針は、公立保育園の廃止を進めるものである」と指摘した結果、「新園について民設・民営を基本として準備を進める」との方針を削除しました。

ごみ収集の有料化については、導入に向けた準備をする旨の方針が示されていましたが、「有料化は必ずしも減量化に繋がらない」と指摘したところ、「市民の皆様へ、ごみの減量化・資源化への説明をし、ごみ減量化の目標数値を見極めた上で方向性を示す。」との内容に施政方針が修正されました。

### 議員提出議案「建築審査会 設置条例の一部改正」を可決

市は4月1日から特定行政庁（建物を建てるなどの許認可をする行政機関）となり、建築確認業務を開始しています。これに関連して、市長は、平成19年第4回定例会に「建築審査会設置条例」を提案し、議会は同案を賛成多数で可決しました。

建築審査会は、都市計画や建築等にすぐれた知識や経験をもつ5人の委員で組織され、市長が任命することになっていますが、同審査会は、建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行うため、市民生活に大きな影響を与えることが想定できます。そこで、委員の選任に当たって、その公正性や透明性を確保する必要があることから、「市長が議会の同意を得て」任命するよう、議員提出議案として「建築審査会設置条例の一部改正」を提案し、3月25日に開催した本会議において審議を行った結果、賛成多数で可決しました。

このことを踏まえ市長は、翌26日に同審査委員会委員の選任議案（5件）を議会に提案しました。同案は議会最終日の27日に本会議で審議し、全員賛成で可決しました。